

自動車交通事業法施行規則

三七八

- 第二十一條 自動車運輸事業者死亡シタルニ因リ其ノ事業ヲ承繼シタル相續人ハ戶籍謄本ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ
- 第二十二條 自動車運輸事業休止ノ許可申請書ニハ休止セントスル路線事業種別、期間及事由ヲ記載スベシ
- 第二十三條 自動車運輸事業廢止ノ許可申請書ニハ廢止セントスル路線事業種別及事由ヲ記載シ第十九條第一項第三號ニ準ズル書類ヲ添附スベシ
- 第十九條第二項ノ規定ハ事業ノ一部廢止ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 第二十四條 自動車運輸事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ株主總會ノ議事及決議ノ要領書無限責任社員又ハ總社員ノ同意書ノ謄本ヲ添附スベシ
- 第二十五條 他ノ運送事業者(鐵道省ヲ除ク)ト連絡運輸ヲ爲ストキハ左ノ事項ヲ記載シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ自動車運輸事業者ノ經營スル他ノ運送機關ヲ通ジ運送ヲ爲ストキ亦同ジ
- 一 相手方ノ名稱及運送機關
 - 二 連絡運輸ノ區域及取扱ノ範圍
 - 三 運賃ノ割賦方法
 - 四 連絡運輸開始ノ年月日
- 第二十六條 自動車運輸事業ノ共同經營ヲ爲ストキハ左ノ事項ヲ記載シ關係事業者連署ノ上遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

- 一 共同經營ヲ爲ス區間
 - 二 共同經營ノ範圍及方法
 - 三 收入ノ割賦及支出ノ分擔方法
 - 四 共同經營ヲ爲ス期間
 - 五 共同經營開始ノ年月日
 - 六 其ノ他參考トナルベキ事項
- 第二十七條 自動車運輸事業經營ノ免許失效シタルトキハ遲滞ナク免許狀ヲ返納スベシ
- 第二十八條 自動車運輸事業者ハ每營業年度ノ經過後二月以内ニ營業報告書及統計報告書ヲ調製シ鐵道大臣及地方長官ニ之ヲ提出スベシ
- 第二十九條 自動車運輸事業者ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ
- 一 免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人又ハ組合員ナル場合ニ於テ發起人又ハ組合員ガ加入シ又ハ脫退シタルトキ
 - 二 自動車運輸事業ヲ承繼シタルトキ
 - 三 認可ヲ受ケタル路線、運賃又ハ運轉系統ノ變更ヲ實施シタルトキ
 - 四 路線ノ起點終點ノ地名地番又ハ經過市町村名ニ變更アリタルトキ
 - 五 停留所ノ名稱ヲ變更シタルトキ

自動車交通事業法施行規則

三七九

第二章 自動車道事業

第三十條 自動車道事業經營ノ免許申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ

- 一 事業計畫書
 - 二 事業費概算書(第二號様式)
 - 三 收支概算書
 - 四 一般自動車道豫測圖
 - 五 申請者公共團體ナルトキハ自動車道事業ノ經營ニ關スル議會ノ決議要領書、既設會社ナルトキハ自動車道事業ヲ經營スルモノヲ除クノ外定款及登記簿ノ謄本並ニ最近ノ貸借對照表、會社ヲ設立セントスルモノナルトキハ定款ノ謄本、組合ナルトキハ組合契約書ノ謄本
- 免許申請書ニハ申請者又ハ其ノ代理人記名捺印スベシ但シ代理人ニ於テ記名捺印スルトキハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ添附スベシ
- 第三十一條 事業計畫書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ
- 一 一般自動車道ノ起點終點ノ地名及經過市町村名
 - 二 一般自動車道ノ延長及一般ノ有效幅員
 - 三 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡關係
 - 四 一般自動車道ノ使用料金及使用方法

五 事業費ノ總額及出資方法

六 主タル事務所ノ設置地

第三十二條 一般自動車道豫測圖ハ縮尺五萬分ノ一以上ノ平面圖トシ一般自動車ノ起點終點、中心線、一杆毎ノ追加距離經過市町村名及地形地物ヲ記載シ縮尺方位ヲ示スベシ

第三十三條 使用料金ハ乗用自動車貨物自動車其ノ他ノ自動車ニ區別シ均一制ニ在リテハ均一使用料金區間制ニ在リテハ各區間ノ使用料金杆制ニ在リテハ對杆使用料金ニ付之ヲ記載スベシ

自動車ノ重量、構造裝置等ニ依リ使用料金ニ差等ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ料金ヲ記載スベシ
乗車員數制又ハ積載重量制ヲ併用スルモノニ在リテハ一人又ハ單位重量ニ對スル使用料金ヲ記載スベシ

第三十四條 地方長官ハ免許申請ニ左ノ事項ニ關スル調査書ヲ添へ免許ノ許否ニ對スル意見ヲ附シ之ヲ進達スベシ

一 申請者ノ資産及信用程度

二 事業ノ成否及効用

三 附近ニ於ケル一般ノ道路又ハ自動車ノ現況及其ノ交通狀態並ニ一般ノ道路ノ新設改築計畫

四 自動車道事業、自動車運輸事業、鐵道、索道等(未開業ノモノヲ含ム)ニ及ボス影響

五 附近ニ於ケル自動車道事業、自動車運輸事業、鐵道、索道等ノ出願アルトキハ其ノ名稱、區間、申請者、申請書ノ受附年月日等

第三十五條 免許ヲ受ケル者會社ノ發起人又ハ組合員ナル場合ニ於テハ發起人又ハ組合員ガ加入シ又ハ脱退

自動車交通事業法施行規則

セントスルトキハ認可ヲ受クベシ

第三十六條 事業計畫變更ノ認可申請書ニハ變更セントスル事項及事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附スベシ

主タル事務所ノ設置地ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ
工事施行ノ認可ヲ受ケタル後事業計畫ヲ變更セントスル場合ニ於テ其ノ變更セントスル事項ガ工事方法ノ變更ヲ伴フモノナルトキハ工事方法變更ノ認可ヲ以テ事業計畫變更ノ認可アリタルモノト看做ス

第三十七條 工事施行ノ認可申請書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添附スベシ

一 實測圖

二 工事方法書

三 工事費豫算書(第三號様式)

四 免許ヲ受ケタル者會社ノ發起人ナルトキハ定款及會社ノ登記簿ノ謄本

第三十八條 實測圖ハ左ノ三種トス

一 平面圖

縮尺ハ二千五百分ノ一以上トシ左ノ事項ヲ記載シ縮尺方位ヲ示スベシ

イ 起點終點ノ地名番竝ニ經過市町村名及其ノ境界線

ロ 中心線ヨリ左右各二十米以上ニ至ル區域内ノ地形地物

ハ 二十米毎(地形ニ依リ短縮スルコトヲ得)ノ測點及百米毎ノ遞加距離ヲ示シタル中心線

ニ 曲線、起點、終點、半徑及交角

ホ 總幅員線、敷地境界線及自動車通行ノ爲メ必要ナル沿線土地ノ境界線

ヘ 橋梁、隧道其ノ他ノ主要ナル工作物ノ位置及名稱

ト 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ位置及名稱並ニ鐵道軌道等トノ交叉ノ位置及名稱

チ 駐車場、給油所、使用料金徵收所、事務員駐在所等ノ位置

リ 通信、信號、標識及保安ノ設備ノ位置

市街地ニ在リテハ縮尺五百分ノ一以上ノ平面圖ニ「イ」乃至「リ」ニ掲グル事項ヲ記載シ別ニ之ヲ添附スベシ

ベシ

二 縱断面圖

縮尺ハ横ヲ平面圖、縦ヲ横断面圖ト同一トシ左ノ事項ヲ記載スベシ

イ 測點番號、測點間距離及遞加距離

ロ 測點毎ノ中心線ノ地面、施行基面及盛土ノ高、切土ノ深

ハ 勾配及其ノ延長

ニ 縱斷曲線ノ位置及延長

ホ 曲線ノ起點終點、半徑方向

ヘ 橋梁、溝橋、隧道其ノ他ノ工作物ノ位置及名稱(橋梁及溝橋ニ在リテハ其ノ種類及材質、徑間ノ長

自動車交通事業法施行規則

及敷、隧道ニ在リテハ其ノ長ヲ明示スルコト

ト 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ位置及名稱並ニ鐵道、軌道等トノ交叉ノ位置及名稱

三 横断面圖

縮尺ハ二百分ノ一以上トシ二十米毎（地形ニ依リ伸縮スルコトヲ得）ニ一般自動車道ノ敷地境界線ヨリ

左右各五米以上ニ至ル區間ノ横断面ヲ示シ左ノ事項ヲ記載スベシ

イ 測點番號

ロ 施行基面ノ幅

ハ 盛土切土ノ斜面ノ勾配

ニ 屈曲部ニ於ケル路面ノ片勾配

ホ 敷地ノ境界及自動車運行ノ爲必要ナル沿線土地ノ境界

第三十九條 工事方法書ニハ左ノ事項ヲ記載スベシ

一 工事ヲ執行スル區間ノ起點終點ノ地名並ニ中心線ノ位置及延長

二 荷重

三 縦斷勾配

四 施行基面高

五 視距

六 盛土切土ノ斜面ノ勾配

七 有效幅員及路肩ノ幅員

八 舗裝及路床ノ構造並ニ路面ノ横斷勾配

九 曲線ノ半徑

十 屈曲部ノ兩端ニ於ケル緩和區間ノ延長

十一 工作物ノ構造（橋梁、隧道其ノ他ノ主要ナル工作物ニ在リテハ耐力計算書及地質調査圖面ヲ添附スルコト）

十二 排水設備

十三 一般ノ道路、自動車道又ハ一般通行ノ用ニ供スル通路トノ連絡若ハ交叉ノ方法並ニ鐵道、軌道等ト

ノ交叉方法（交叉ニ關スル協定ノ要領ヲ記載スルコト）

十四 駐車場ノ位置、面積及構造

十五 通信、信號、標識、保安又ハ照明ノ設備

十六 給油所、使用料金徵收所、事務員駐在所等ノ位置

前項第六號ノ事項ニ付テハ横斷定規圖ヲ第八號乃至第十五號ノ事項ニ付テハ構造寸法ヲ示ス設計圖ヲ添附

スベシ

横斷定規圖ハ縮尺ヲ五十分ノ一以上トシ路面ノ横斷勾配、盛土切土ノ斜面ノ勾配（高又ハ地質ニ應ズル斜

面ノ勾配ヲ記載スルコト）並ニ排水設備ノ位置及断面ヲ記載スベシ

設計圖ハ縮尺ヲ一般圖ニ在リテハ二百分ノ一以上、詳細圖ニ在リテハ五十分ノ一以上（鋼橋ニ在リテハ十五分ノ一以上）トスベシ但シ簡易ナル工作物ニ在リテハ定規圖ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第四十條 一般自動車道ノ全部ニ付工事施行ノ認可ヲ一時ニ申請スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ記載シテ分割シテ認可ヲ申請スルコトヲ得

第四十一條 自動車交通事業法第十九條第二項及第二十條第二項ノ期間伸長ノ申請書ニハ伸長ノ期間及事由ヲ記載スベシ

第四十二條 工事方法變更ノ認可申請書ニハ變更セントスル事項及事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附スベシ

第四十三條 工事方法ノ變更ニシテ左ニ掲グルモノハ其ノ事由ヲ記載シ新舊ヲ對照シタル書類及圖面ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

- 一 縱斷勾配ヲ緩ナラシメ又ハ二十分ノ一迄急ナラシムルトキ
- 二 縱斷曲線ヲ變更スルトキ
- 三 施工基面高ノ變更ニシテ路端ノ高ヲ增加スルトキ（洪水氾濫區域ヲ除ク）又ハ水流水面ノ最高水位上三十厘迄低下スルトキ
- 四 視距ヲ長カラシメ又ハ百三十米迄短縮スルトキ
- 五 盛土切土ノ斜面ノ勾配ヲ緩ナラシムルトキ
- 六 路肩ノ幅員ヲ擴張スルトキ

- 七 曲線ノ半徑ヲ長カラシメ又ハ三百米迄短縮スルトキ
- 八 屈曲部ノ兩端ニ於ケル緩和區間ヲ長カラシムルトキ
- 九 路面上ノ有効高ヲ大ナラシメ又ハ四米迄短縮スルトキ
- 十 橋梁又ハ溝橋ノ桁ノ下端ト最高水位トノ間隔ヲ大ナラシムルトキ
- 十一 既認可ノ設計ト同一設計ニ依リ橋梁、溝橋又ハ隧道ヲ新設スルトキ
- 十二 通信、信號、標識、保安又ハ照明ノ設備ノ改良又ハ些少ナル變更ヲ爲ストキ
- 十三 給油所、使用料徴收所、事務員駐在所等ヲ新設シ又ハ其ノ位置ヲ變更スルトキ

- 第四十四條 自動車道事業讓渡ノ許可申請書ニハ當事者連署シ左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 讓渡契約書ノ謄本
 - 二 讓渡ニ關スル公共團體ノ議會ノ決議要領書、讓渡ニ付株主總會、無限責任社員、總社員又ハ組合員ノ決議又ハ同意ヲ要スルトキハ其ノ決議書又ハ同意書ノ謄本
 - 三 讓受ニ付第三十條第一項第五號ニ準ズル書類
 - 四 自動車交通事業財團ヲ目的トスル抵當權ノ設定アルトキハ抵當權者ノ同意書ノ謄本
- 第四十五條 會社ノ合併ニ因ル自動車道事業承繼ノ許可申請書ニハ當事者連署シ左ノ書類ヲ添附スベシ
- 一 合併契約書ノ謄本
 - 二 合併ニ關スル株主總會ノ議事及決議ノ要領書、無限責任社員又ハ總社員ノ同意書ノ謄本
 - 三 事業ヲ承繼スル會社ニ付第三十條第一項第五號ニ準ズル書類

第四十六條 自動車道事業者死亡シタルニ因リ其ノ事業ヲ承継シタル相續人ハ戶籍謄本ヲ添附シ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

第四十七條 一般自動車道ノ供用休止ノ許可申請書ニハ休止セントスル區間、期間及事由ヲ記載スベシ
許可ヲ受ケタル期間中ニ供用ヲ再開シタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ヅベシ

第四十八條 一般自動車道ノ供用廢止ノ許可申請書ニハ廢止セントスル區間及事由ヲ記載シ第四十四條第二號ニ準ズル書類ヲ添附スベシ

第四十九條 自動車道事業ヲ營ム會社ノ解散ノ決議又ハ總社員ノ同意ノ認可申請書ニハ解散ノ事由ヲ記載シ株主總會ノ議事及決議ノ要領書、無限責任社員又ハ總社員ノ同意書ノ謄本ヲ添附スベシ

第三章 雜 則

第五十條 自動車交通事業法及本令ノ規定ニ依リ提出スベキ申請書其ノ他ノ書類ハ自動車運輸事業ニ在リテハ路線ノ所在地、自動車道事業ニ在リテハ一般自動車道ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ヲ經由スベシ但シニ府縣以上ニ跨ルモノニ在リテハ事件ガ二府縣以上ニ關スル場合ニ限リ其ノ起點ノ所在地ヲ管轄セル地方長官ヲ經由スベシ

前項但書ノ場合ニ於テ申請書ヲ受附ケタル地方長官ハ關係地方長官ニ商議スベシ
第五十一條 本令中地方長官トアルハ自動車運輸事業ニ關スル限リ東京府ニ在リテハ警視總監トス但シ當該

路線ノ全部又ハ一部ニ專用自動車道ヲ含ムモノニ在リテハ警視總監及東京府知事トス

附 則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和八年十月一日ヨリ施行)
本令施行前ニ爲シタル手續其ノ他ノ行爲ハ本令中ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス
(様式省略)

○自動車運輸規程

昭和八年八月
鐵道省令第六號

第一章 總 則

第一條 自動車運輸事業ノ運輸ハ本令ノ定ムル所ニ依ルベシ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監トス、以下同シ)ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラザルコトヲ得
地方長官前項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク鐵道大臣ニ之ヲ報告スベシ
鐵道大臣ハ自動車運輸事業ノ狀況ニ依リ本令ニ依ラザル運輸ヲ命ズルコトヲ得

自動車運輸規程

- 第二條 運賃、料金其ノ他ノ運送條件ハ公告ヲ爲シタル後ニ非ザレバ之ヲ實施スルコトヲ得ズ
運賃又ハ料金ヲ増加セントスルトキハ前項ノ公告ハ二週間以上之ヲ爲スコトヲ要ス
- 第三條 車輛ノ運行ヲ休止シ又ハ變更セントスルトキハ實施前之ヲ公告スルコトヲ要ス
- 第四條 運轉手、車掌其ノ他旅客及公衆ニ應接スル係員ハ制服ヲ着用シ又ハ腕章、徽章ニ依リ係員タルコトヲ明示スベシ
- 第五條 旅客及荷主ハ係員ノ職務上ノ指圖ニ從フベシ

第二章 運 轉

- 第六條 車輛ノ外側ニハ見易キ箇所ニ行先及事業者ノ名稱又ハ徽章ヲ表示スベシ
- 第七條 車輛ニハ豫備タイヤ及應急修理ニ必要ナル器具ヲ備フベシ但シ急速ニ之ヲ供給スベキ施設アルトキ又ハ他ノ車輛ニ依リ容易ニ運送ヲ繼續シ得ルトキハ之ヲ要セズ
- 第八條 車輛ハ毎日其ノ運行開始前其ノ要部ヲ點檢スベシ
- 第九條 車輛ハ使用ノ狀況ニ依リ六月ヲ超エザル期間毎ニ操向裝置、制動裝置、照明裝置、車輪、車軸其ノ他ノ要部ヲ細密ニ檢査スベシ
- 第十條 車輛ハ其ノ走行四萬五千杆(新造車輛ノ第一回解體檢査ニ在リテハ七萬杆)迄毎ニ解體檢査ヲ爲シタル後ニ非ザレバ之ヲ使用スルコトヲ得ズ
- 第十一條 前二條ノ規定ニ依リ檢査ヲ爲シタルトキハ其ノ概要、費用、年月日其ノ他必要ナル事項ヲ車歴簿

ニ記入スベシ重要ナル修繕又ハ改造ヲ爲シタルトキ亦同ジ

第十二條 専用自動車道ハ常ニ車輛ヲ安全且正確ニ運轉スルコトヲ得ベキ狀態ニ之ヲ保持スベシ

第三章 旅客運送

- 第十三條 旅客停留所ニハ見易キ場所ニ停留所名及事業者ノ名稱又ハ徽章ヲ表示シ且主要旅客停留所ニハ車輛ノ主ナル行先、運賃及發車時刻ヲ揭示スベシ
運行頻繁ナル路線ニ在リテハ始發及終發ノ時刻並ニ運轉間隔ノ大要ヲ以テ前項ノ發車時刻ニ代フルコトヲ得
- 第十四條 旅客ノ同伴スル四年未滿ノ小兒ニシテ座席ヲ塞ガザルモノハ無賃ヲ以テ之ヲ運送スベシ
- 第十五條 左ニ掲グル者ノ乗車ハ之ヲ拒絶スルコトヲ得
 - 一 附添人ナキ重病者及精神病者
 - 二 泥酔者又ハ不潔ナル服裝ヲ爲ス者
 - 三 其ノ他他ノ旅客ニ迷惑ヲ及ボス虞アル者
 傳染病患者ハ他ノ旅客ト之ヲ同乗セシムルコトヲ得ズ
- 第十六條 旅客ハ左ノ行爲ヲ爲スベカラズ
 - 一 機械裝置ニ手ヲ觸ルルコト
 - 二 進行中乗車スルコト

自動車運輸規程

- 三 通行中運轉手ニ話シ掛ケ、乗降口ノ扉ヲ開キ又ハ肢體ヲ車外ニ出スコト
 - 四 物品ヲ車外ニ投棄スルコト
 - 五 他ノ旅客ノ迷惑トナル行爲ヲ爲スコト
- 前項ニ掲グル行爲ヲ爲ス者係員ノ制止ヲ肯セザルトキハ之ヲ降車セシムルコトヲ得
- 第十七條 旅客ハ検査ノ爲乗車券ノ呈示又ハ取集ノ爲其ノ交付ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ズ
- 前項ノ規定ニ反シ乗車券ノ呈示又ハ交付ヲ拒ミタル旅客ニ對シテハ普通運賃ノ外之ト同額ノ割増運賃ヲ請求スルコトヲ得

無効ノ乗車券ヲ以テ乗車シタル旅客ニ對シ亦同ジ

第十八條 旅客ハ左ニ掲グル物品ヲ車内ニ持込ムコトヲ得ズ

一 犬其ノ他ノ動物ニシテ他ノ旅客ノ迷惑トナル虞アルモノ

二 品質、容積等ニ因リ他ノ旅客ノ迷惑トナル虞アルモノ

三 火藥類(少量ノ銃用火藥類又ハ緩燃導火線ヲ除ク)其ノ他危害ヲ他ニ及ボス虞アルモノ

第十九條 旅客運送事業ノ免許ヲ受ケタル事業者ハ旅客ノ運送ヲ目的トスル車輛ニ積載シ得ルモノニ限り郵便物、新聞紙其ノ他少量ノ物品ノ運送ヲ爲スコトヲ得

火藥類及危害ヲ他ニ及ボス虞アル物品ハ旅客ト同一ノ車輛ニ、臭氣ヲ發シ又ハ不潔ナル物品ハ旅客ト同一ノ車室ニ之ヲ積載スルコトヲ得ズ

第四章 物品運送

第二十條 左ノ場合ニ於テハ物品ノ運送ヲ拒絕スルコトヲ得

一 運送ニ適スル設備ナキトキ

二 直ニ運送ヲ爲スコトヲ得ザルトキ

第二十一條 貨物自動車ニハ運送中ニ於ケル運送品看守ノ爲特ニ必要ナル附添人ノ外乗車セシムルコトヲ得ズ

第五章 罰則

第二十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

一 係員ノ許諾ヲ受ケズシテ專用自動車道内ニ立入りタルトキ

二 車輛ニ瓦石類ヲ投擲シタルトキ

三 係員ノ職務ノ執行ヲ妨害シタルトキ

附則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際第六條、第七條及第十三條ノ規定ニ適合セザルモノハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ之ヲ適合セシムベシ

○旅客自動車設備規程

昭和八年八月
鐵道省令第七號

第一條 自動車運輸事業ノ用ニ供スル旅客自動車ノ設備ハ本令ノ定ムル所ニ依ルベシ但シ特別ノ事由アル場

合ニ於テハ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監トス、以下同シ)ノ許可ヲ受ケ本令ニ依ラザルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ運滯ナク鐵道大臣ニ之ヲ報告スベシ
鐵道大臣ハ必要アリト認ムルトキハ本令ニ依ラザル設備ヲ命ズルコトヲ得

第二條 車臺ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 車枰上面ノ高ハ車體ヲ取付ケタル狀態ニ於テ乗降口ノ中央ニテ測リ六百十耗以下(低床式構造)トスルコト

二 車輪ニハ空氣入りゴムタイヤヲ使用スルコト

第三條 車輛ハ排出瓦斯ノ車室内ニ侵入スルコトヲ防止スル構造ト爲スベシ

車輛ニハ必要ニ應ジ室内照明裝置及換氣裝置ヲ爲スベシ

第四條 客室高ハ車輛ノ縱中心線ニ於テ測リ床面ヨリ千三百七十耗(立席ヲ有スルモノニ在リテハ千七百三十耗)以上ト爲スベシ

第五條 旅客座席ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 幅員ハ一人ニ付四百耗以上トスルコト

二 凭レ前方ノ餘地ハ六百耗以上トスルコト

第六條 立席ハ通路ノ幅員三百耗以上ニシテ旅客座席定員十二人以上ノモノニ非ザレバ之ヲ設クルコトヲ得ズ

立席定員ハ通路ノ面積○・一二平方米ニ付一人ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ズ
前二項ノ通路ノ幅員及面積ハ通路ニ向ヒ座席ノ設アル場合ニ於テハ凭レノ前方六百耗ヲ控除シテ之ヲ計算ス

立席ヲ設クル場合ニハ握リ手、吊リ革其ノ他適當ナル施設ヲ爲スベシ

第七條 車輛ニハ運輸ノ狀況ニ應ジ適當ナル物品ノ積載設備ヲ爲スベシ

第八條 旅客座席定員八人以下ノ車輛ニハ第四條及第五條ノ規定ヲ適用セズ

附 則

本令ハ自動車交通事業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際自動車運輸事業ノ用ニ供スル旅客自動車ハ本令ノ規定ニ適合セザルモノト雖モ之ヲ使用スルコトヲ得

軍用自動車補助法第三條ノ規定ニ該當スル自動車及本令施行ノ日ヨリ三年以内ニ自動車運輸事業ノ用ニ供スル旅客自動車ハ第二條第一號ノ規定ニ適合セザルモノト雖モ之ヲ使用スルコトヲ得

旅客自動車設備規程

○自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則

昭和八年八月
鐵道省令第一〇號

第一條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ヲ經營セントスル者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヲ

除キ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監トス、以下同ジ)ノ免許ヲ受クベシ

一 國ニ於テ又ハ國ヨリ運送ノ委託ヲ受ケテ經營スルモノ

二 自己ノ専用ニ供スルモノ(運送業者ガ直接其ノ運送事業ノ用ニ供スルモノ及特定ノ學校、工場等ガ有償ニテ其ノ學生、生徒、職工其ノ他ノ特定人ヲ運送スルモノヲ除ク)

三 物品販賣業者等ガ其ノ顧客ノ委託ヲ受ケ物品ヲ無償ニテ集配スルモノ(物品運送業者ガ運送ノ委託ヲ受クル場合ヲ除ク)

第二條 路線ヲ定期ニ非ズシテ自動車ヲ運行シテ旅客ヲ運送スル事業ハ左ニ掲グルモノヲ除キ之ヲ經營スルコトヲ得ズ

一 名所舊蹟等ノ遊覽客ヲ運送スルモノ

二 特定ノ場所ニ出入スル公衆ヲ無償ニテ運送スルモノ

三 自己ノ専用ニ供スルモノ(運送業者ガ直接其ノ運送事業ノ用ニ供スルモノヲ除ク)

四 特定ノ學校、工場等ノ學生、生徒、職工其ノ他ノ特定人ヲ運送スルモノ

第三條 免許申請書ニハ左ノ事項ヲ記載シ申請者之ニ記名捺印スベシ

一 申請者ノ本籍、住所及營業所

二 路線ヲ定メザルモノニ在リテハ主タル事業地

三 事業ノ種別(旅客運送又ハ物品運送)ノ別並ニ貸切自動車、不定期遊覽乗合自動車、不定期貨物自動車等ノ別ニ分チ事業ノ大要ヲ記載シ尙路線ヲ定ムルモノニ在リテハ停留所ヲ明示シタル路線圖ヲ添附スルコト

四 運賃

五 使用車輛ノ車名及輛數(旅客定員別又ハ物品積載定量別)

六 車庫ノ位置及其ノ構造ノ大要(圖面ヲ添附スルコト)

第四條 免許ヲ受ケタル者主タル事業地、事業ノ種別、路線、運賃、使用車輛ノ輛數、旅客定員(八人以上ニ増加スル場合ニ限ル)又ハ車庫ノ位置ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

住所、營業所、車輛ノ車名、旅客定員又ハ物品積載定量ノ變更ハ遲滯ナク地方長官ニ之ヲ届出ヅベシ

第五條 免許ヲ受ケタル者事業ヲ讓渡セントスルトキハ讓渡契約ノ要旨ヲ明示シ讓受人ト連署ノ上地方長官ノ許可ヲ受クベシ會社ノ合併ニ因ル事業ノ承繼ニ付亦同ジ

免許ヲ受ケタル者死亡シタルトキハ相續人ハ其ノ事業ヲ承繼スルコトヲ得

第六條 自動車交通事業法第十一條ノ規定ハ本令ノ規定ニ依ル免許、許可又ハ認可ニ之ヲ準用ス但シ主務大

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ノ規則

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ノ規則

三九八

臣トアルハ地方長官トス

第七條 路線ヲ定メズシテ旅客ヲ運送スル事業ヲ經營スル者ハ個別ニ運賃ヲ受ケ他ノ旅客ヲ同乗セシメ其ノ他自動車運輸事業ニ類似スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第八條 地方長官ハ必要アリト認ムルトキハ自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業者ヲシテ事業上ノ報告ヲ爲サシメ、書類ヲ提出セシメ又ハ監査員ヲ派遣シテ事業ノ狀況ヲ監査セシムルコトヲ得

地方長官ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃ノ變更其ノ他事業ノ改善ヲ命ズルコトヲ得

第九條 法令、法令ニ基キテ爲シタル處分又ハ處分ニ附シタル條件ニ違反シ其ノ他公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ地方長官ハ免許ヲ取消シ又ハ事業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得

第十條 左ノ場合ニ於テハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

一 免許ヲ受ケタル後四月以内ニ事業ヲ開始セザルトキ

二 事業ヲ廢止シタルトキ

三 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ

第十一條 左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク地方長官ニ之ヲ届出ヅベシ

一 事業ヲ開始シタルトキ

二 事業ヲ承繼シタルトキ

三 事業ヲ營ム會社解散シタルトキ

四 事業者死亡シタルトキ

五 事業ヲ休止シ又ハ廢止シタルトキ

第十二條 旅客自動車設備規程及自動車運輸規程第一章乃至第三章ノ規定ハ第二條第一號ノ事業ニ之ヲ準用ス

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第一條及第二條ノ規定ニ違反シタルトキ

二 免許ヲ受ケタル者其ノ名義ヲ他人ニ利用セシメタルトキ

三 第七條ノ規定ニ違反シタルトキ

自動車交通事業法第五十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十四條 本令ノ規定ニ依ル申請書其ノ他ノ書類ハ主タル事業地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スベシ但シ路線ヲ定ムル事業ニシテ路線ガ二府縣以上ニ跨ルモノニ在リテハ事件ガ二府縣以上ニ關スル場合ニ限り起點ノ所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ提出スベシ

第十五條 地方長官本令ノ規定ニ依リ處分ヲ爲サントスル場合ニ於テ事件ガ二府縣以上ニ關スルトキハ關係地方長官ニ商議ノ上連名ニテ之ヲ爲スベシ

第十六條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

本令ハ昭和八年勅令第二百二十號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ本令ニ依リ新ニ免許ヲ受クベキモノトナリタ
自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ノ規則

三九九

ル事業ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノニ付テハ昭和九年三月三十一日迄ニ之ガ免許ノ申請ヲ爲スベシ
本令施行前自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ該當スル事業ニ付爲シタル處分、手續其ノ他ノ行
爲ハ本令中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

○自動車交通事業法施行細則

昭和八年九月三十日
東京府、警視廳令

第一章 總 則

第一條 本令ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル

- 一 法ト稱スルハ自動車交通事業法ヲ、規則ト稱スルハ自動車交通事業法施行規則ヲ、運送事業規則ト稱スルハ自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則ヲ謂フ
- 二 旅客自動車運輸事業トハ自動車交通事業法第一條ニ依ル自動車運輸事業中旅客ヲ運送スル事業ヲ謂フ
- 三 貸切旅客自動車事業トハ旅客座席定員七名以下ノ自動車ヲ使用シ路線ヲ定メス不定期ニ自動車ヲ運行シテ旅客ヲ運送スル事業ヲ謂フ
- 四 貸切貨物自動車事業トハ路線ヲ定メ不定期ニ自動車ヲ運行シテ物品ヲ運送スル事業ヲ謂フ
- 五 團體貸切自動車事業トハ旅客座席定員八名以上ノ自動車ヲ使用シ路線ヲ定メス不定期ニ自動車ヲ運行

シテ團體旅客ヲ運送スル事業ヲ謂フ

六 遊覽自動車事業トハ旅客座席定員八名以上ノ自動車ヲ使用シ遊覽ノ爲路線ヲ定メ不定期ニ自動車ヲ運

行シテ旅客ヲ運送スル事業ヲ謂フ

七 無償乗合自動車事業トハ路線ヲ定メ不定期ニ自動車ヲ運行シテ特定ノ場所ニ出入スル公衆ヲ無償ニテ

運送スル事業ヲ謂フ

八 特定自動車事業トハ特定ノ學校、工場等ガ路線ヲ定メ定期又ハ不定期ニ自動車ヲ運行シ有償ニテ其ノ
學生、生徒、職工其ノ他ノ特定人ヲ運送スル事業及第三者ガ特定ノ學校、工場等ノ委託ヲ受ケテ有償又
ハ無償ニテ其ノ事業ヲ經營スルモノヲ謂フ

九 無償特定自動車事業トハ特定ノ學校、工場等カ路線ヲ定メ定期又ハ不定期ニ自動車ヲ運行シ無償ニテ
其ノ學生、生徒、職工其ノ他ノ特定人ヲ運送スル事業ヲ謂フ

第二條 申請書又ハ届書ニシテ鐵道大臣及内務大臣ニ提出スルモノニ在リテハ正副六通ヲ、鐵道大臣ニ提出
スルモノニ在リテハ四通(内副本一通ハ内務大臣宛トス)ヲ、警視總監及東京府知事ニ提出スルモノニ在リ
テハ正副五通ヲ、警視總監ニ提出スルモノニ在リテハ正副三通ヲ提出スヘシ但シ必要アル場合ニ於テハ更
ニ副本ノ提出ヲ命スルコトアルヘシ

第三條 申請人又ハ届人ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人、
妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス但シ未成年者ニシテ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スルモノナルト
キハ此ノ限ニ在ラス

第四條 本令ニ依ル申請ヲ爲シタル者又ハ事業ノ免許ヲ受ケタル者ニシテ死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキハ戸主若ハ同居ノ家族、法人ニシテ解散シタルトキハ清算人ニ於テ遲滞ナク其ノ旨届出ツヘシ

第五條 申請書又ハ届書ハ營業所又ハ主タル事務所所在地ノ所轄警察署長ヲ經由スヘシ但シ自動車道事業ニ關スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二章 自動車運輸事業

第六條 規則第十八條第二項但書ニ依ル運輸開始ノ認可申請書ニハ所管行政廳ノ承認ヲ受ケタル旨ノ證明書ヲ添附スヘシ

第七條 自動車運輸規程第一條第一項但書又ハ旅客自動車設備規程第一條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル場合ニ在リテハ許可申請書ニ其ノ事由ヲ記載シ關係圖書ヲ具シ提出スヘシ

第八條 旅客自動車運輸事業ヲ經營スル者ハ一定ノ形式ニ依ル乗車券ヲ發行スヘシ但シ特ニ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

乗車券ノ形式ヲ定メ又ハ之ヲ變更セムトスルトキハ認可ヲ受クヘシ
乗車券ノ形式變更ハ前項ノ認可アリタル後二週間以上公告ヲ爲シタル後ニ非サレハ之ヲ實施スルコトヲ得ス

新舊乗車券ノ引換期間ハ六月ヲ下ルコトヲ得ス

第九條 景品付乗車券ヲ發賣セムトスルトキハ販賣期間景品ノ種類ヲ具シ認可ヲ受クヘシ

前項ノ販賣期間ハ一回十五日、一年ヲ通シテ三十日ヲ超ユルコトヲ得ス

第十條 旅客自動車運輸事業ニ使用スル自動車ニハ車掌ヲ乗務セシムヘシ但シ特ニ許可ヲ受ケタルトキハ運轉手ヲシテ車掌ノ職務ヲ兼ネシムルコトヲ得

十四歳以上ノ者ニ非サレハ車掌ノ職務ニ從事セシムルコトヲ得ス

第十一條 交通安全上必要アリト認めタルトキハ信號人ノ配置ヲ命スルコトアルヘシ

二十歳以上ノ男子ニ非サレハ信號人ノ職務ニ從事セシムルコトヲ得ス

第十二條 自動車運輸事業ヲ營ム者ニシテ通路ノ工事等已ムヲ得サル事由アルトキハ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケ一時路線ヲ變更スルコトヲ得

第三章 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業

第十三條 運送事業規則第三條ノ規定ニ依ル免許申請ヲ爲サムトスル者ニシテ他人ノ車庫ヲ賃借スルモノニ在リテハ申請書ニ車庫主ノ承諾書ヲ添附スヘシ

第十四條 貸切旅客自動車事業ノ用ニ供スル自動車ニシテ走行距離ニ依リテ料金ヲ算定スルモノニ在リテハ乗客ノ踏易キ箇所ニ「タキシメーター」ヲ裝置スヘシ

「タキシメーター」ヲ裝置シ又ハ之ヲ變更シタルトキハ直ニ検査ヲ受クヘシ
「タキシメーター」ニシテ毀損又ハ故障ヲ生シタルモノハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十五條 貸切旅客自動車事業ヲ經營スル者又ハ其ノ自動車ノ運轉手ハ旅客ノ請求アルトキハ料金額ニ行程

車輛番號並營業者及運轉手ノ住所氏名ヲ附記シタル受取證ヲ交付スヘシ

第十六條 貸切旅客自動車事業ノ用ニ供スル自動車ハ之ヲ貸貸スルコトヲ得ス

第十七條 第三者カ特定ノ學校、工場等ノ委託ヲ受ケテ特定自動車事業ヲ經營セムトスルトキハ其ノ學校、

工場等ヨリ委託ヲ受ケタルコトヲ證スル書面ヲ免許申請書ニ添附スヘシ

第十八條 遊覽自動車事業及無償乗合自動車事業ニハ第十條及第十一條ノ規定ヲ準用ス

第十九條 運賃變更ノ認可申請書ニハ新舊料金額ヲ記載スヘシ

第二十條 事業ノ免許ヲ受ケタルトキハ四月以内ニ使用車輛數ヲ備フヘシ、使用車輛數増車ノ認可ヲ受ケタルトキ亦同シ

四月以内ニ前項ノ使用車輛數ヲ備ヘサルトキハ使用車輛數ヨリ之ヲ減車シタルモノト看做ス

第二十一條 旅客自動車設備規程ハ團體貸切自動車事業無償乗合自動車事業特定自動車事業及無償特定自動車事業ニ之ヲ準用ス

第二十二條 免許申請書ニ添附スヘキ路線圖ハ縮尺五萬分ノ一以上ノ平面圖ヲ用ヒ運送事業規則第三條ノ規定ニ依ルノ外其ノ起點、終點ノ地名地番、延長、主ナル經過地ヲ記入スヘシ

路線變更ノ認可申請書ニハ變更ノ事由ヲ記シ前項ノ規程ニ依ル路線圖ヲ添附スヘシ

第二十三條 無償特定自動車事業ノ經營ヲ開始シタルトキハ其ノ經營者ハ左ノ事項ヲ具シ遲滞ナク届出ツヘシ

- 一 經營者ノ本籍、住所及氏名(法人ノ場合ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者氏名)

二 主タル事務所所在地

三 運送スヘキ者ノ種類

四 定期ニ運行スルモノニ在リテハ其運行時間

五 路線

六 使用車輛ノ車名及輛數(旅客定員別)

七 車庫ノ位置及其ノ構造ノ大要

八 事業開始年月日

前項第五號ニ付テハ規則第二條第一項第一號ノ規定ヲ準用ス

第二十四條 前條第一項第一號乃至第七號ノ事項ニ變更ヲ生シタル時ハ遲滞ナク届出ツヘシ
事業ヲ廢止シタルトキ亦同シ

第四章 雜 則

第二十五條 第一條號二號乃至第九號ノ事業ノ用ニ供スル自動車ハ免許ヲ受ケタル事業以外ノ用途ニ之ヲ使用スヘカラス但シ特ニ營業所又ハ主タル事務所所在地ノ所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十六條 自動車運送事業ヲ營ム者ハ自動車交通ニ關スル諸法令ノ規定ニ依ルノ外左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 自動車ノ構造裝置ニ付危害ヲ防止スルニ必要ナル注意ヲ怠ラサルコト

自動車交通事業法施行細則

- 二 車輛ハ常ニ清潔保持ニ努ムルコト
 - 三 貸切旅客自動車事業ノ用ニ供スル自動車ニ在リテハ客室内晴易キ箇所ニ警視廳ヨリ交付ヲ受ケタル料金表ヲ掲クルコト
 - 四 料金表、車輛検査證、車輛番號標其他車室内ニ揭示スルモノハ常ニ明瞭ナラシムルコト
 - 五 運轉手、助手其他ノ従業員ニ對シ常ニ自動車交通ニ關スル諸法令ヲ遵守セシムルニ必要アル監督ヲ怠ラサルコト
- 第二十七條** 運轉手、助手又ハ車掌ハ前條第一號乃至第四號ニ規定スルモノノ外左ノ事項ヲ遵守スヘシ
- 一 公衆ニ對シ乗車ヲ勸誘セサルコト
 - 二 正當ノ理由ナクシテ乗車ヲ拒ミ又ハ降車ヲ要求セサルコト
 - 三 旅客ノ求メナキ場所ニ到リ又ハ故意ニ迂路ヲ探ラサルコト
 - 四 許可ヲ受ケタル額ト異ナル料金ヲ請求セサルコト
 - 五 停留所ヲ定メタル事業ニ在リテハ停留所以外ノ場所ニ於テ客ヲ乗降セシメサルコト
- 第二十八條** 自動車ニ依リ運送事業ヲ營ム者組合ヲ設ケタルトキハ左ノ事項ヲ具シ届出ツヘシ之ニ變更アリタルトキ亦同シ
- 一 組合規約
 - 二 組合員ノ住所氏名及其ノ業態別
 - 三 組合役員ノ住所氏名

四 豫算書

第二十九條 組合ハ左ノ各號ノ事項ハ遲滞ナク届出ツヘシ

- 一 總會及役員會ノ決議事項
 - 二 豫算及收支決算
 - 三 事業成績(六月毎ニ)
 - 四 組合ノ解散
- 第三十條** 必要アリト認ムルトキハ組合ノ事業又ハ會計ヲ検査スルコトアルヘシ
検査ニ關シ必要ナル材料ノ提出ヲ求メラレタルトキハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五章 自動車道並自動車道事業

第三十一條 自動車道事業者ハ左ノ場合ニ於テハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

- 一 路線ノ起點、終點ノ地名地番又ハ經過市町村名ニ變更アリタルトキ
- 二 一般自動車道ノ工事ニ着手シタルトキ
- 三 一般自動車道ノ供用ヲ開始シタルトキ
- 四 一般自動車道ノ工作物其他ノ事故アリタルトキ

第三十二條 法第二十二條第一項ノ規定ニ依リ土地立入又ハ土地使用ノ許可ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

一 自動車道ノ種類

- 二 立入又ハ使用ノ目的
- 三 立入又ハ使用スヘキ土地ノ區域
- 四 立入又ハ使用スヘキ時間及期間

第三十三條 法第二十二條第四項ノ規定ニ依ル裁定ヲ受ケムトスルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

- 一 申請人及相手方ノ住所氏名又ハ名稱
- 二 申請ノ目的及理由

第三十四條 一般ノ道路、自動車道、一般通行ノ用ニ供スル道路又ハ他ノ鐵道、軌道ト交又又ハ連絡スル場合ニ於テハ交又又ハ連絡ニ關スル承諾書又ハ協定書ノ謄本ヲ工事方法書ニ添附スヘシ

第三十五條 自動車道事業者ハ毎營業年度ノ經過後一月以内ニ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル報告書ヲ提出スヘシ

- 一 當該營業年度ノ事業ノ狀況、收入及支出
- 二 當該營業年度末ノ調査ニ依ル財産目録

第六章 罰 則

第三十六條 第四條、第八條乃至第十條、第十一條第二項、第十二條、第十四條乃至第十六條、第十八條、

第十九條、第二十三條乃至第二十七條ノ規定ニ違反シタルモノ又ハ第十一條第一項及第三十條ノ規定ニ基ク命令ニ應セサル者ハ拘留又ハ料ニ處ス其ノ違反行爲ヲ教唆又ハ幫助シタルモノ亦同シ

第三十七條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業者ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則又ハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ其ノ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十八條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業者ニシテ法人ナルトキハ運送事業規則又ハ本令ニ依リ之ニ適用スヘキ罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

第三十九條 自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、自動車運轉手、車掌、助手其他ノ従業者ノ行爲ニシテ業務ニ關シ運送事業規則又ハ本令ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ責ヲ免カルルコトヲ得ス

附 則

本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス
従前ノ規定ニ依リ認可ヲ受ケタル組合ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ本令ニ依リ届出ヲ爲シタルモノト看做ス

○自動車車庫取締規則

昭和八年九月三十日
警視廳令第三十八號

- 第一條 本令ニ於ケル用語ハ市街地建築物法施行規則、自動車取締令及自動車取締令施行細則ノ規定ニ依ルノ外左ノ例ニ依ル
- 一 法ト稱スルハ市街地建築物法、耐火構造規則ト稱スルハ市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則ヲ謂フ
 - 二 車庫トハ自動車ノ格納ニ使用スル建物ヲ謂フ
建物ノ一部ヲ自動車ノ格納ニ使用スル場合ニ於テハ其ノ部分ヲ車庫ト看做ス
 - 三 自動車ノ格納トハ自動車ヲ使用セザルトキ之ヲ保管スルコトヲ謂フ
 - 四 車庫ノ用途トハ營業用又ハ自家用ノ區別ヲ謂フ
 - 五 營業用車庫トハ營業用自動車ヲ格納スルモノヲ謂ヒ、自家用車庫トハ自家用自動車ヲ格納スルモノヲ謂フ
 - 六 車庫ノ全部若ハ一部ヲ他人ニ賃貸スルモノハ之ヲ營業用車庫ト看做ス
車庫主トハ車庫ノ使用認可ヲ受ケタル者又ハ之ヲ讓受ケ若ハ相續シタル者ヲ謂フ

- 七 車輛ノ大型トハ幅一、八〇米長四、九〇米以上ノモノヲ、中型トハ幅一、八〇米長四・〇〇米以上ノモノヲ、小型トハ幅一、八〇米長四、〇〇米未満ノモノヲ謂フ
 - 第二條 本令ニ依リ申請又ハ届出ヲ爲ス者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人、準禁治産者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ夫ノ連署ヲ要ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル者ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
 - 第三條 本令ニ依リ申請又ハ届出ヲ爲ス者法人ナルトキハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名ヲ申請書又ハ届書ニ記載スヘシ
 - 第四條 本令ニ依リ申請又ハ届出ヲ爲シタル者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキハ其ノ者ノ戸主若ハ同居ノ家族、法人ニシテ解散シタルトキハ清算人ニ於テ其ノ旨届出ツヘシ
 - 第五條 本令ニ依ル届出ハ別段ノ規定アルモノノ外届出事項發生ノ日ヨリ五日以内ニ之ヲ爲スヘシ
 - 第六條 本令ニ依ル申請又ハ届出ハ車庫所在地所轄警察署長ヲ經由スヘシ
 - 第七條 車庫ノ敷地左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之カ建築ヲ許可セス但シ四圍ノ狀況又ハ車庫ノ用途ニ依リ支障ナシト認ムルトキハ斟酌スルコトアルヘシ
- 一 有效幅員五、〇〇米未満ノ道路ニ面スル場所
 - 二 道路ノ交叉點又ハ曲角附近
 - 三 電車停留所ノ左側又ハ引返場所附近
 - 四 鐵道又ハ軌道ノ踏切附近
- 自動車車庫取締規則

- 五 車庫ノ前面ニ幅員六、〇〇米(道路幅員ヲ含ム)以上、長車庫ノ間口ニ相當以上ノ空地ナキ場所
- 六 小學校、幼稚園、病院、産院又ハ小公園ノ附近
- 七 前各號ノ外交通保安上支障アリト認ムル場所
- 第八條 車庫ノ構造ハ法適用區域内ニ在リテハ法及其ノ附屬命令ニ依ルノ外左ノ各號ノ規程ニ依ルヘシ
 - 一 室面積五〇、〇〇平方米未滿ノモノニ在リテハ其ノ内面ヲ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆スルコト但シ直上階ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ外壁及天井ヲ耐火構造又ハ準耐火構造トシ他ノ用ニ供スル部分ヲ區別スル壁體ノ開口ニハ乙種防火戸又ハ鐵骨鋼入硝子戸ヲ設クルコト
 - 二 車庫ノ外壁ノ窓及出入口ノ戸ハ耐火構造規則ニ依リ設備スヘキモノノ外不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆セル戸ヲ設クルコト
 - 三 建物ノ一部ヲ車庫ト爲スモノニ在リテハ之レト他ノ用途ニ供スル部分トハ壁體ヲ以テ區別シ他ノ用ニ供スル部分ニハ車庫ヲ通過セスシテ容易ニ屋外ニ出ツルコトヲ得ヘキ階段又ハ出入口ヲ設クルコト
 - 四 前號ノ壁體ニ開口ヲ設クル場合ニ於テハ其ノ大サ一、六五平方米以下トシ甲種防火戸又ハ鐵骨鋼入硝子戸ヲ設クルコト但シ室面積四九、五八平方米未滿ノモノニ在リテハ乙種防火戸又ハ鐵骨鋼入硝子戸、室面積一六、五二平方米未滿ノモノニ在リテハ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆セル戸ト爲スコトヲ得
 - 五 車庫ノ直上ニ階敷二以上ヲ有スルモノニ在リテハ其ノ室面積九九、一七平方米未滿ト雖耐火構造規則第一條ノ規定ニ依ル構造ト爲スコト但シ室面積一六、五二平方米未滿ノモノニ在リテハ準耐火構造ト爲

スコトヲ得

- 六 車庫ノ床又ハ其ノ天井ニハ他ノ用途ニ供スル部分ニ通スヘキ開口ヲ設ケサルコト
 - 七 車庫ノ外壁ノ下部ニハ適當ナル換氣設備ヲ爲スコト但シ警視總監ニ於テ支障ナシト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 - 八 車庫ノ床ハ「コンクリート」造其ノ他警視總監ニ於テ適當ト認ムル構造ト爲スコト
 - 九 車庫ノ内部ニ間壁アル場合ニハ之ヲ不燃材料ヲ以テ構成シ又ハ被覆スルコト
 - 十 車庫内ニ修理溝ヲ設クル場合ニ於テハ之ヲ「コンクリート」造、石造又ハ煉瓦造トシ深サ床面ヨリ一、五〇米以内ニシテ水ノ浸透ヲ防クニ足ル構造トシ鐵製格子蓋ヲ設クルコト車庫内ニ設クル番人詰所ノ類ニシテ其ノ室面積一〇、〇〇平方米未滿ノモノニ在リテハ前項ノ規定ニ拘ラス車庫ニ面スル部分ヲ不燃材料ニテ構成シ又ハ被覆スルコトヲ得
- 法適用區域外(耐火構造規則第七條第一項ノ規定ニ依リ指定セラレタル區域ヲ含ム)ニ建築スル車庫ニ付テハ耐火構造規則、第一項第一號乃至第十號及前項ノ規定ヲ準用ス但シ室面積五〇、〇〇平方米未滿ノモノニ在リテハ第一項第一條ノ規定ニ依ル構造ト爲シ壁體ノ開口ニハ不燃材料ニテ構成シ又ハ被覆セル戸ヲ設クルコトヲ得
- 第九條 車庫ニハ左ノ各號ノ規定ニ依ル溜水設備スヘシ但シ特ニ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 一 「コンクリート」造、石造又ハ煉瓦造ト爲スコト
 - 二 深サハ一、〇〇米以内トシ排水口ヲ底部ヨリ〇、五〇米以上ノ高サノ所ニ設クルコト

- 三 鐵製ノ格子蓋ヲ設クルコト
 - 四 床面ニハ汚水ヲ溜槽ニ收容スヘキ勾配又ハ溝ヲ設クルコト
- 第十條 車庫ニシテ一時ノ使用ニ供スルモノ又ハ揮發石油ヲ貯有セサル自動車ノミテ格納スル車庫ニ在リテハ前二條ノ規定ニ拘ラス許可スルコトアルヘシ
- 第十一條 車庫ヲ建築セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シタル申請書正副三通ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ之ヲ増築、改築、再築、移轉、變更又ハ大修繕ヲ爲サムトスルトキ亦同シ
- 一 申請者ノ住所氏名及生年月日
 - 二 敷地ノ地名地番
 - 三 敷地附近ノ略圖(周圍五〇、〇〇米以上ニシテ主ナル建物、道路幅員、空地等記入ノコト)
 - 四 用途
 - 五 車庫ノ室面積
 - 六 格納スヘキ車輛ノ種別(大型、中型、小型ノ別)及輛數
 - 七 建物及附屬設備ノ配置圖(縮尺百分ノ一又ハ二分ノ一)平面圖(縮尺五十分ノ一又ハ百分ノ一)及主要部分ノ断面圖(縮尺二十分ノ一、五十分ノ一又ハ百分ノ一)
 - 八 建物及附屬設備ノ仕様書
 - 九 消火設備ノ種類及數量
 - 十 起工期日及竣功期日

- 前項ノ申請書ハ車庫ノ建築場所市街地建築物法適用區域内ナルトキハ同法令ニ依ル圖書ヲ併セ提出スヘシ但シ前各號ノ事項ニシテ重複スルモノハ之ヲ省略スルコトヲ得
- 建築物ノ用途ヲ變更シテ車庫ト爲スモノニ在リテハ之ヲ建築スルモノト看做ス
- 第十二條 車庫ノ工事竣功シタルトキハ届出テ使用認可ヲ受クヘシ
- 前項ノ認可ヲ受ケタル後ニ非サレハ車庫ヲ使用スルコトヲ得ス、竣功前ト雖支障ナシト認メタルトキハ一部使用ヲ認可スルコトアルヘシ
- 第十三條 車庫ニシテ舗裝シタル歩道ニ面スルトキハ前條ノ規定ニ依ル竣功届ニハ當該道路管理者ノ歩道補強ニ關スル證明書又ハ承認書ヲ添附スヘシ
- 第十四條 車庫建築ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ第十一條第一項第四號、第九號及第十號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ許可ヲ受クヘシ
- 第十一條第一項第一號、第二號ノ事項ヲ變更シタルトキハ届出ツヘシ
- 第十五條 車庫ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ
- 一 虚偽ノ申請ヲ爲シタルトキ
 - 二 竣功期日ヲ經過シテ尙竣功セザルトキ
- 第十六條 自動車ノ格納ニ要スル床面積ハ車輛一臺ニ付左ノ割合ヲ以テ算定スヘシ
- 大型車輛二、〇〇米、長五、四五米
中型車輛二、〇〇米、長四、五四米

小型車幅一、八〇米、長四、二〇米

自動車ノ種類又ハ用途ニ依リ前項ノ規定ニ拘ハラス格納車輛ヲ制限シ又ハ増加スルコトアルヘシ

車庫ニハ前二項ノ制限ヲ超エテ自動車ヲ格納スルコトヲ得ス

第十七條 車庫ヲ讓受ケタルトキハ雙方連署ノ上使用認可證ヲ添ヘ其ノ旨届出ツヘシ但シ連署シ能ハサルト

キハ證憑書類ヲ添ヘ其ノ事由ヲ説明スヘシ

車庫ヲ相續シタルトキハ相續人ニ於テ相續事實ノ記載アル戸籍謄本又ハ抄本及使用認可證ヲ添ヘ届出ツヘシ

第十八條 使用認可證ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ届出テ再交付ヲ受クヘシ

第十九條 車庫ハ格納セル自動車アルトキハ之ヲ廢止スルコトヲ得ス但シ格納自動車ノ使用主ニ對シ一月以

上ノ期間ヲ附シテ豫メ廢止スヘキコトヲ告知シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十條 車庫ノ使用ヲ廢止シタルトキハ使用認可證ヲ添ヘ其ノ旨届出ツヘシ、車庫力滅失シタルトキ亦同

シ但シ使用認可證ヲ添附シ能ハサルトキハ其ノ事由ヲ附記スヘシ

前條但書ノ場合ニ在リテハ廢止届ニ告知シタル旨ヲ證スル書類ヲ添附スヘシ

第二十一條 車庫主ハ車庫賃借人ニシテ所在不明トナリタルトキハ其ノ旨届出ツヘシ

第二十二條 自家用トシテ許可ヲ受ケタル車庫ニハ營業用自動車ヲ格納スルコトヲ得ス

第二十三條 車庫主ハ車庫管理人ヲ選任スルコトヲ得

車庫主ニシテ自己ノ使用スル自動車ヲ其ノ車庫ニ格納スルニ非サルトキハ管理人ヲ選任スヘシ但シ自ラ車

庫ノ管理ニ任スルトキハ此ノ限ニ在ラス

管理人ハ車庫主ニ代リ車庫管理上ノ責ニ任ス

管理人ヲ選任シタルトキハ其ノ者ノ承諾書ヲ添ヘ届出ツヘシ

管理人不適當ト認メタルトキハ之ヲ變更テ命スルコトアルヘシ

第二十四條 當該官吏ハ車庫ノ臨檢ヲ爲スコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ車庫ニ關シ特別ノ構造設備其ノ他ノ事項ヲ命シ又ハ其ノ使用ノ

停止若ハ禁止ヲ命スルコトアルヘシ

一 本令又ハ本令ノ規定ニ基キテ發スル發令ニ違反シタルトキ

二 交通上支障ヲ生スル虞アリト認ムルトキ

三 保安上危害ヲ生スル虞アリト認ムルトキ

第二十六條 車庫ニ於テ出火其ノ他災害發生シタルトキハ其ノ日時、場所、原因及情況ヲ具シ遲滞ナク届出

ツヘシ

第二十七條 車庫ニハ賭易キ箇所ニ左ノ事項ヲ揭示スヘシ

一 車庫所在地地名番號

二 車庫主住所氏名(法人ニ在リテハ其ノ事務所所在地、名稱及代表者ノ住所氏名)及代理人又ハ管理人ヲ

置キタルトキハ其ノ者ノ住所氏名

自動車車庫取締規則

自動車車庫取締規則

四一八

三 車庫ノ用途

四 格納セル車輛ノ種別及車輛番號(賃借人在ルトキハ各人毎ニ其ノ住所氏名格納セル車輛ノ種別及車輛番號)

第二十八條 車庫内ニ於テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 可搬式安全油槽又ハ地下埋設油槽ニ連絡スル漏洩ノ虞ナキ唧筒管ニ依ルノ外自動車ニ揮發石油ノ給油ヲ爲ササルコト
 - 二 揮發石油ノ販賣ヲ爲ササルコト
 - 三 消火設備ハ常ニ其ノ機能ヲ完全ナラシムルコト
 - 四 照明ハ電燈ニ依ルコト
 - 五 喫煙ヲ爲ササルコト
 - 六 火氣ヲ使用セサルコト
 - 七 溜槽及修理溝ノ設備アルモノハ之ニ汚水泥土ヲ停滯セシメサルコト
 - 八 自動車ノ格納以外ニ使用セサルコト
- 前各號ノ事項ハ車庫内諸易キ箇所ニ之ヲ揭示スヘシ

罰 則

第二十九條 第四條、第五條、第九條、第十一條、第十二條、第十四條、第十六條第三項、第十七條、第十

九條、第二十條乃至第二十二條、第二十三條第四項、第二十四條第二項、第二十六條乃至第二十八條ノ規定ニ違反シ又ハ第二十三條第五項及第二十五條ノ規定ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス、其ノ違反行爲ヲ教唆又ハ幫助シタル者亦同シ

第三十條 車庫主ニシテ未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 車庫主、戸主、家族、雇人其ノ他ノ従業者又ハ同居者ノ行爲ニシテ本令又ハ本令ニ基キ發スル命令ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルルコトヲ得ス

第三十二條 車庫主法人ナルトキハ本令ノ罰則ハ之ヲ法人ノ代表者ニ適用ス

附 則

第三十三條 本令ハ昭和八年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十四條 本令施行前車庫内ニ揮發石油貯藏所設置ノ許可ヲ受ケタル者ニシテ揮發石油ノ販賣ヲ爲サムトスル者ハ昭和九年九月三十日迄ニ左ノ設備ヲ爲スヘシ

- 一 車庫ト揮發石油販賣所トハ壁體ヲ以テ區劃スルコト
- 二 揮發石油販賣所ニハ自動車ノ收容ニ適當ナル場所ヲ設クルコト

前項壁體ノ構造ニ關シテハ第八條ノ規定ニ拘ラス之ヲ不燃材料ニテ構成シ又ハ被覆スルコトヲ得

第三十五條 車庫ニシテ昭和三年七月警視廳令第二十八號自動車取締令施行細則ノ規定ニ依リ許可又ハ認可

自動車車庫取締規則

四一九

自動車車庫取締規則

四二〇

ヲ受ケタルモノハ本令ノ規定ニ依リ許可又ハ認可ヲ受ケタルモノト看做ス但シ構造又ハ設備ニシテ本令ノ規定ニ適合セサルモノハ前條ニ規定スルモノノ外増築、改築、再築、移轉、變更又ハ大修繕ヲ爲ス場合ニ於テ本令ニ依ルヘシ

第三十六條 車庫ニシテ昭和三年七月警視廳令第二十八號自動車取締令施行細則第一百條ノ規定ニ該當スルモノニ在リテハ其ノ存續期限ハ昭和二年勅令第三十三號建築物ノ除却期限ニ關スル件ノ定ムルトコロニ依ル

前項ノ車庫ノ變更又ハ大修繕ニ關シテハ第九條ノ規定ニ拘ラス之ヲ斟酌スルコトアルヘシ

第三十七條 本令施行ノ際現ニ存スル車庫ニ付テハ本令施行ノ日ヨリ三月以内ハ第二十三條ノ規定ヲ適用セ

(終り)

昭和九年五月十五日初版印刷
昭和九年五月二十日初版發行

著 者
作 權
所 有



新自動車取締法規解説

定 價 壹 圓 八 拾 錢
特 價 壹 圓 五 拾 錢

(送料書留二十錢)

荒 井 退

東京市神田區猿樂町一丁目六番地

新 井 武 之

東京市荒橋區戸塚町一丁目二二〇番地

永 島 喜 代 次 郎 輔 造

東京市神田區猿樂町一丁目六番地

松 山 房

電話 神田二三四一番
振替東京六八四〇六番

東京市神田區神保町二丁目二番地

松 堂 書 店

電話 九段 四四四
振替東京 六五五五六番

好 評 嘖 々

渡部萬藏著	法 律 辭 書	送定料價	一八、九〇〇
同	サインス 法律 辭 典	送定料價	二、八六〇
同	現行法規 法律 の 謎	送定料價	一、三八〇
日高己雄著	滿洲國公法大意 (第一分册)	送定料價	一、三八〇
三浦惠一著	戒 嚴 令 詳 論	送定料價	一、五八〇
荒井退造著	新自動車關係法規解説	送特料價	一、五八〇
河野 誠著	都 市 田 園 權	送定料價	三、五八〇
安田正鷹著	水 利 權	送定料價	三、五八〇
武井群編著	水に關する學說判例實例總覽	送定料價	六、〇五〇
安田正鷹編著	刑法の基礎觀念	送定料價	二、〇六〇
奈良正路著	刑事判決書研究	送定料價	七、五五〇
大橋九平治著	刑事判決書研究	送定料價	七、五五〇
田村一郎著	羊毛の滿洲緬羊の將來	送定料價	一、八八〇
荻原隆吉著	フオードの産業哲學	送定料價	一、〇〇六〇

東京市東區 目下町一丁目 松 山 房
 電話 芝田二三四一
 東京東區 芝田四八〇六番

終

